

定 款

北 野 建 設 株 式 会 社

北 野 建 設 株 式 会 社

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、北野建設株式会社と称する。

2. 英文では、KITANO CONSTRUCTION CORP. と称する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 土木、建築に関する建設工事の企画、設計、施工、監理等の請負およびコンサルティング業務
- (2) 地域開発、都市開発等の事業ならびにこれらに関する企画、設計、施工、監理等の請負およびコンサルティング業務
- (3) 環境整備、公害防止等の施設に関する企画、設計、施工、監理等の請負およびコンサルティング業務
- (4) 再生可能エネルギー等の事業ならびにこれらに関する企画、設計、施工、監理等の請負およびコンサルティング業務
- (5) アスレチッククラブ、テニスクラブおよびゴルフ場等スポーツ施設の経営およびコンサルティング業務
- (6) ホテル、レストランおよび保養施設、劇場施設等の経営およびコンサルティング業務
- (7) 不動産の売買、賃貸、仲介、管理および鑑定
- (8) 住宅の建設および販売ならびに土地の造成および販売
- (9) 建設用資材、機器、機械装置の販売および賃貸
- (10) 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を長野市に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載してこれを行なう。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は2千万株とする。

(株式の買受け)

第7条 当会社は取締役会の決議により、当会社の株式を買受けることができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式の買増し)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを、当会社に請求することができる。

2. 前項の請求があった場合において、当会社が売渡すこととなる数の株式を有しないときは、当会社は前項の請求に応じないことができる。

(単元未満株式についての権利)

第10条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割当を受ける権利
4. 単元未満株式の買増しを請求する権利

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。

(株式取扱規程)

第12条 当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第13条 当会社は毎事業年度末日最終の株主名簿に記載または記録されている株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項の規定に係らず、必要ある場合には、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者をもってその権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株 主 総 会

(総会の招集)

第14条 定時株主総会は、毎年6月にこれを招集する。

2. 臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(招集地)

第15条 当会社の株主総会は本店所在地の長野市において招集する。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当会社は電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。

2. 会社法第309条第2項の定めによる株主総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。

(総会の招集権者および議長)

第18条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役会長が招集し、議長となる。

2. 取締役会長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順位により、他の取締役が招集し、議長となる。

(総会の議事録)

第19条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

(議決権の代理行使)

第20条 株主は当会社の議決権を有する他の株主1名にのみその議決権の行使を委任することができる。
この場合、株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員 数)

第21条 当会社の取締役は、25名以内とする。

(選任方法)

第22条 取締役は、株主総会の決議によってこれを選任する。

2. 選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。
3. 取締役の選任は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第23条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、他の取締役の残任任期と同一とする。

(代表取締役)

第24条 取締役会は、取締役中から代表取締役5名以内を選定する。

2. 代表取締役は各自会社を代表する。

(役付取締役)

第25条 取締役会は、取締役中から会長1名、副会長1名、社長1名、副社長2名以内、専務および常務を各々若干名選定することができる。

2. 取締役会は、取締役中から相談役を若干名選定することができる。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会で定める取締役会規程による。

(取締役会の招集)

第27条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日より3日前に発するものとする。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第28条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、議長となる。

2. 取締役会長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順位により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の決議)

第29条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。

(取締役会の決議の省略)

第30条 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第31条 取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録にこれを記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行なう。

(取締役の報酬等)

第32条 取締役の報酬等は、株主総会の決議をもって決める。

第5章 監査役および監査役会

(員 数)

第33条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第34条 監査役は、株主総会においてこれを選任する。

2. 選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

(任期)

第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠のため選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。

(常勤の監査役および常任監査役)

第36条 常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。また、常勤の監査役の中から常任監査役を選定することができる。

(監査役会規程)

第37条 監査役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会で定める監査役会規程による。

(監査役会の招集)

第38条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日より3日前に発するものとする。

ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。

(監査役会の決議)

第39条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行なう。

(監査役会の議事録)

第40条 監査役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録にこれを記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行なう。

(監査役の報酬等)

第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって決める。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第42条 会計監査人は、株主総会の決議によってこれを選任する。

(会計監査人の任期)

第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第45条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の支払い)

第46条 当会社は、株主総会の決議により毎年3月31日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下期末配当金という）を支払う。

2. 当会社は、取締役会の決議により毎年9月30日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し会社法第454条第5項の規定による金銭による剰余金の配当（以下中間配当金という）を行なうことができる。
3. 当会社は、期末配当金および中間配当金の支払いの開始の日から満3ヵ年を経過したときは、その支払いの義務をまぬがれる。

4. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

(令和5年3月2日現在)